

立入検査

県外から20トン未満の船舶を購入し漁船登録したい場合、改造、転用許可申請又は漁船登録申請前に青森県を行う立入検査を受ける必要があります。

青森県内に回航してきた際には直ちに漁業協同組合を通じて県へ連絡しなければなりません。

当然、立入検査前に改造許可に該当するような工事を行ってはなりません。

推進機関変更届出

推進機関の種類又は馬力数を変更しないで、推進機関を変更する場合には、推進機関変更届出書を青森県知事に提出する必要があります。変更登録の手続きは不要です。

- ア 届出書 NO.37
- イ 添付書類 NO.5(又はNO.6)又は所属漁協の副申書
- ウ 提出部数(申請書及び添付書類) 各1部